

議案第 4 4 号

長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

## 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長久手市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長久手村条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた長久手市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の長久手市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 政令の一部改正に伴い、葬祭補償額を改定するものです。

### 2 改正の内容

非常勤消防団員等に係る葬祭補償額の定額部分を改めること。(第18条関係)

### 3 今後の影響

条例の改正により、非常勤消防団員等に係る葬祭補償額が増額されます。

### 4 附則について

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものとします。

(2) 附則第2項及び第3項に経過措置を規定するものとします。